

25年1月1日

No.105



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

謹賀新年 練馬西青色申告会

新年のご挨拶



練馬西青色申告会 会長 青木 泉

明けましておめでとうございます

旧年中は本会の運営と青色申告会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝と御礼を申し上げます。皆様におかれましては清らかな心をもって新春を迎えられた事とお慶びを申し上げます。

私共役職員一同も清らかな心を持って皆様と今年一年、ともに歩んで前を見つめて行きたいと存じます。

新春のごあいさつでは、できうる限り明るい話題をと毎年意識をしています。

新年最初の株取引「大発会」を迎えた4日の東京株式市場は、昨年末に13年ぶりに最高高値で取引を終えた勢いが続いており、円安・株高なんだそうであります。J.Rや航空会社も前年よりも利用客が増えたそうでありまして、なんとなく明るそうな今年になりそうな、そんな予感があるのかもしれない。ただし、昨年末のパスポート取得者数は国民の20パーセントで20年間あまり変わりばえがないそうです。滋賀県彦根市の人気ユルキャラ、ひこにゃんには年賀状が1万通を



練馬西税務署長 蓮 沼 辰 夫

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

平成二十五年の年頭に当たり、練馬西青色申告会会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

青木会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営につきましまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。おかげさまをもちまして、当署の事務運営も円滑に推移し、順調に新年を迎えることが出来ました。心から感謝申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及・育成を中心に各種活動を積極的に展開し、税知識の向上と納税道義の高揚に熱心に取り組んでおられることに、深く敬意を表します。本年も引き続き活発な事業活動を展開され、申告納税制度の発展に御尽力されますことを、ご期待申し上げます。

超えて届いたようで、何となく平和な日本のような気がします。

しかし、現実的な日々を見まわしますと国内外とも難題を抱えたまま新年を迎えました。小規模事業者の私どもも厳しい環境下の中で頑張っている今、どうか国内経済だけでも上向いてくれないうかと思ってしまう。私も軒並み下がっているのだからと思えます。しかし現実には厳しい環境下で給与は軒並み下がっているのだから、私ども小規模事業者は目をそらしてはいけません。どうか歯を食いしばり逆境をはねのけ、自身の事業発展に邁進する気概を持たなければならぬのです。

年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず

来る年ごとに咲く花の姿は同じだけれど、その花を眺める人達の姿は変わっている。

河の流れは絶えずして、しかも元の水にあらず
見た目は同じだけれど、中身はすっかり変わってしまった。

この二つの文章は似てはいるけれどもまったく意味が違いますが、何となく事業と同じような気がしているのです。歩かなければ前にも進みません。今年一年、皆様とともに歩いてまいりたいと願っております。

確定申告の時期がきました。申告書の早期提出を毎年皆様にお願いをしております。併せて、イータックス(電子申告)の利用促進にご協力をお願い致します。申告会職員がすべての皆様のイータックス申告のお手伝いを致しておりますので、何なりと職員に相談してください。

結びに、今年も練馬西税務署 蓮沼署長をはじめとする国税当局、関係諸団体のご指導・ご協力をお願い申し上げます。皆様へ新年のごあいさつとさせていただきます。

さて、今日の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済取引の国際化・高度情報化などにより、日々刻々と変化しています。このような状況の中で、税務行政の運営に当たりましては、納税者の皆様の視点に立って、我が国の税制の柱である申告納税制度を支える「適正かつ公平な課税の実現」と「納税環境の整備」という国民の負託にこたえて、全力で取り組んで参る所存でございます。

練馬西青色申告会の皆様方には、今後とも引き続き、税務行政に対しましてご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今年もまもなく、平成二十四年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。税務署では、国税電子申告・納税システムいわゆるe-Taxの利用拡大に向けて取り組んでおります。会員の皆様におかれましては、是非ともe-Taxをご利用いただき、一層の利用拡大へのご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、練馬西青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

確定申告等についての注意点

まもなく確定申告の時期になります。

青色申告会事務所をご利用の際は次の点にご注意ください。

★満期保険金がある場合

平成24年中に生命保険金や損害保険金が満期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類（書類が手元がない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べる）をご持参ください。

★公的年金等

日本年金機構から交付された公的年金等の源泉徴収票をご持参ください。

公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月の末日頃に送付されます。

★社会保険料控除等

確定申告の際、社会保険料控除のうち国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（新生命保険料、旧生命保険料、個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料）、地震保険料控除について控除を受けようとする場合には、その保険料等の金額につきこれらの支払いをした旨を証する書類をご持参ください。なお、国民健康保険料は従来通り平成24年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

★消費税課税事業者の有無等

平成24年分の確定申告で課税売上高（消費税がかかる売上高、以下同じ）が1千万円以下である場合でも、平成22年は消費税の課税売上高が1千万円を超えている方は平成24年には課税事業者（消費税の申告書を提出しなければならぬ方、以下同じ）になりますので平成23年、22年、21年に決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書を提出したことがある方はご来所の際、必ず決算書、所得税確定申告書、消費税確定申告書をご持参ください。

なお、課税事業者のうち簡易課税を選択している方で2以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分して記帳しておいてください。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理
平成23年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出して納付した消費税額で平成23年に未払い金処理していない場合には、平成24年分の経費（租税公課）となります。

逆に還付を受けた消費税額で平成23年に未収金処理をしていない場合には平成24年分の収益となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

★受取利息の処理

預金通帳に2月及び8月頃に決算利息等（受取利息）の名目で入金欄に記帳されている金額があり

ますが、この金額を収益（商売）とされている方は雑収入や売上、アパートや駐車場などを貸し付けている方は賃貸料やその他の収入金額等）として処理されている会員が多く見受けられます。

この受取利息は、所得税法上は利子所得となり源泉分離課税として処理されるものなので売上や雑収入、賃貸料、その他の収入のよ

うな収益にはなりません。よって預金通帳に受取利息が記帳されていた場合にはその金額は事業主借として処理してください。

★車の買換えをした場合

車の買換えをされた方は、下取りに出した車のほうの帳簿価額は前年分の決算書で明らかにできませんが、その下取りに出した車の下取り価額、新しく購入した車の購入価額、自動車保険料、自動車税額等は新しく購入した車の資料が必要になります。また、新しく購入した車についてローンを組んだ場合には借入金等の返済明細書が必要になります。よって車の買換えをされた方はこれらの書類も必ずご持参ください。

なお、業務の用に使用していた車の下取り価額は消費税の課税売上に含まれて消費税額を計算したり課税事業者になるかならないかの判定金額の1千万円に加えることとなりますのでご注意ください。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

★土地建物等を譲渡した場合

土地建物等を譲渡した方、取用等により資産を譲渡した方、特定土地区画整理事業等のために土地等が買い取られることとなった方は、金額も大きく、かつ、税法上の解釈や判定も困難ですので、青色申告会事務所では独自に処理をすることができないことが多いため、事前に税務署にご相談ください。内容は税務署にご相談することになります。

★e-Taxの注意点

当会ではe-Tax（電子申告）を会員の皆様にお使いしております。そこで、確定申告時にe-Taxで送信される方は必ず次のものをご持参ください。

- 電子証明書付の住民基本台帳カード（住基カード）
- 各種パスワード 次の番号が必要になります。

- 1. 初期設定をされていない方
 - (1) 住民基本台帳カード用暗証番号
 - 4けたの数字
- (2) 電子証明書用暗証番号
 - 4けた以上16けた以内の数字、英大文字

1. 初期設定をされた方
各種パスワードの管理用紙

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は平成22年1月21日以前に取得した方は有効期限が切れている可能性がありますのでご確認ください。（住基カードに記載されている有効期限は電子証明書の有効期限ではありません。）

★会計ソフトの使用に
会計ソフトを使用されている方

は会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、USB及びFDなどの記憶媒体にくわえて、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のことをいいます。）の1ページから4ページまでをプリントアウトしたものをご持参ください。

★その他の注意点

青色申告会事務所では会員が提出の決算書等に記入して事務所内の受付に提出していただくことになっていますが、その記入の際、メガネを持参せずにお困りになっている方が見受けられますので、メガネを使用されている方は必ずメガネをご持参いただくようお願い致します。

★源泉徴収税額表の使用

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期現までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならぬこととされました。

この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれており、「平成24年分源泉徴収税額表」とは税額が異なっていますので、平成25年分の源泉徴収税額を求めるときは、平成24年分の税額表を使用し、平成24年分以前の税額表は使用しないようお願い致します。

～家賃滞納 あなたならどう対処しますか？～

第一回「不動産所得者のための講習会」開催

昨年の11月30日第一回不動産所得者のための講習会を開催しました。参加者は25名と、とても盛況でした。

講師は、石神井公園で開業されている弁護士の相澤愛先生で、開催内容は、家賃滞納の現状と防止策。このご時世ですから頻繁に起こり得る内容でした。要点をまとめましたのでご参考にしてください。



講師の相澤愛先生



不動産所得者のための講習会風景

家賃滞納を防止する心構え

- 一、入居時に賃借人の支払能力を慎重に審査する。
- 二、連帯保証人をとる。必ず契約書に連帯保証人本人に署名・捺印をもらう。更新契約書を作成する際にも連帯保証人本人に署名・捺印をもらう。
- 三、支払いが遅れた場合は、躊躇せず書面で督促を行う。
- 四、賃借人としては、常に毅然とした態度で対応すべき。もう少し様子を見ようという対応は避ける。
- 五、三か月分以上滞納した場合は、必ず内容証明郵便による督促を行い、状況に応じて粛々と裁判手続きも辞さずに進めていくほかない。

とても分かりやすい説明で、また、聴講された皆さまも真摯に聞いておられ、先生もお話し易かったとのことでした。参加者から、「こういう講演をやって頂いてありがとう。」という感想も頂きました。

今年も開催する予定ですので、お悩み等いろいろなお意見お待ちしております。
高橋

税を考える週間の一環として

税務講習会

平成24年11月29日(木)に税務講習会が開催されました。

時間は午前10時から11時30分までの1回のみで講義時間は90分でした。

内容は練馬西税務署個人課税第一部門の山本雅一統括官の挨拶及び国税通則法(過少申告加算税、無申告加算税、重加算税、不納付加算税等)についての講義に始まり、続いて吉田禎治上席調査官が講師として、平成24年以後の所得税の改正点(住宅税制の改正、医療費控除の改正、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例、生命保険料控除の改組、減価償却資産の定率法の改正、資金的支出をした場合の取得価額の特例の改正、給与所得控除の改正、復興特別所得税の創設など)の講義、最後に竹村篤彦総括上席が講師として税の歴史と変遷、税務行政の運営の考え方、e-Taxなどの講義をしていただきました。

参加者は8名で、今回の改正は会員にとっても非常に身近な改正であるため、講義終了後もひっきりなしに質問をするなど、熱心な態度で講習を受けておりました。



山本雅一統括官



吉田禎治上席調査官



竹村篤彦総括上席

青年部主催「格闘技エクササイズ」

去る11月20日(火)午後7時から青年部主催企画で「格闘技エクササイズ」を開催しました。

講師は「保谷」駅近くにて道場を開き、健康格闘技と武道の指導をしている湊一成副部長でした。

当日は片山浩平部長・紙谷将文副部長を含め8名の方にご参加いただきました。

今回の企画は格闘技の動きを取り入れたエクササイズの入門コースということで、初めにジャブやフック・ストレート・ひじ打ちなどの基本的な動きから、それらの技を組み合わせたコンビネーションを行いました。「ひじ打ちの動きは肩こりにも効きますよ」といった講師からの健康アドバイスもありました。

その後キックも一通り行い、後半はミットを使い実際にパンチやキックを打ちこんでいただきましたが、時間が経つにつれ皆さんなかなか様になてきました。

今回のコースは一時間でしたが、皆さんいい汗をかいていただいたようで終わった時にはすっきりした表情になっておられました。

最後に今回ご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

青年部では今後も様々な企画を実施してまいります。また、部員も募集しておりますので、ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

武藤



東洋羽毛工場見学と高尾山

11月13日、女性部・青年部共催企画の「東洋羽毛工場見学と秋の高尾山散策」に行つて参りました。3年前の夏に女性部で同じ企画を行い好評でしたので、季節を変えた第2弾となりました。今回の参加者は男性6名を含む総勢32名です。

午前8時に出発したバスは約2時間で東洋羽毛工業(株)相模原工場に到着。2グループに分かれ工場内見学をスタートしました。意外に思われるかもしれませんが、羽毛布団は重量が軽い程良い物とされています。シングル掛布団は平均で1.4kgですが、100万円以上する最高級羽毛は嵩(かさ)は同じでも1.2kgになるそうです。皆様熱心に説明を聞き、質問も飛び交っていました。見学終了後は、木箱入り弁当を皆様と雑談しながら

美味しくいただきました。

午後1時過ぎ、羽毛工場を後にして高尾山に向かいます。お天気に恵まれコートが必要ない程良い暖かさの中で、平日にも関わらず高尾山は大勢の人で賑わっていました。薬王院への道は、急な石階段の男坂と緩やかな女坂に分かれます。今回は男坂に挑戦してみました。秋の薬王院は紅葉を携えてとても綺麗でした。高尾山散策が駆け足になりましたが、時間が無いなりに皆様楽しんでようです。帰りは「税を考える週間」の一環として、武藤職員が税金クイズを出題しました。

予定より20分遅れで無事に戻ってきました。「楽しかった」と、お声を掛けていただき嬉しく思いました。ご参加いただきました皆様、お疲れさまでした。

事務局 高倉



東洋羽毛マスコットのピヨ丸を囲んで



高尾山駅前にて

複式簿記講習会 (決算編)

平成24年12月10日(月)11日(火)、12日(水)の3日間で複式簿記講習会を開催しました。今回は午前部のみで、同じ講義をそれぞれ3時間ずつ行い、参加者は合計で10名でした。



なお、この講習会は会計ソフトを使用しない手書きの講習会であり、平成25年も開催する予定です。手書きの方だけでなく、会計ソフトを使用している方でも複式簿記の記帳方法を学習したい方はぜひともご参加ください。詳細はチラシにてお知らせいたします。 関口

ブルーリターンA 決算整理講習会

去る12月18日(火)・12月19日(水)2日間に渡り、会計ソフト「ブルーリターンA」の決算整理講習会を開催しました。2日間とも同一の内容でしたが、計9名の方に参加いただきました。

講習内容はまず決算整理の内容を理解していただき、その後実際に入力練習をしていただくというものでした。

決算整理は棚卸・減価償却・経費の家事按分等が代表的ですが、正しく入力するには決算整理の基礎知識が不可欠です。

そこで決算整理の内容に加え、決算整理の流れ、及び決算整理の仕訳について説明しました。

その後の練習問題では、実際にブルーリターンAの入力をしていただきましたが、減価償却資産の登録や家事按分比率の設定だけでなく、必ず仕訳を起こして登録する必要があります。ご理解いただけただけではなにかと思います。



受講者の皆様には大変熱心に受講していただきありがとうございます。 武藤

青色カルチャー

野の花から野菜、果物まで「絵画教室」開催

昨年の9月19日10月24日11月21日、三回コースで、「野の花スケッチクラブ」の太田郁也先生を講師に、透明水彩の絵画教室を開催しました。延28名のご参加を頂きありがとうございました。

今回は、「コスモス」「かぼちゃ」「なす」「しいたけ」「葡萄」そしてお正月用の「南天」と、幅広い課題でした。

今回は、鉛筆で下書きをして(ただし消しゴムは使わない)色を付ける方法でした。先を尖らせない鉛筆の削り方も勉強になりました。一回の講習時間が三時間と長丁場でしたが、皆さん真剣に取り組んでおられ、描き終わった後の表情がとても輝いておりました。

中には、「お客様から褒められたという方も現れ、私まで嬉しい思いでした。

来年もまた開催する予定ですので、奮ってご参加の方宜しくお願ひします。 高橋

連絡先
野の花スケッチクラブ おおたいくや
0303559333 13330
0905554732530



作品を持って記念撮影 (最終回ご参加の皆さんです)

書道 実用毛筆ペン習字コースの「書道教室」開催

昨年の七月から月一回コースで新たに加藤竹翠先生をお迎えし、大筆で書く書道、アルバイト等お金になる実用毛筆、そして字の基本となるペン習字と、生徒さんの要望に応じたコースで開催しました。

参加者は七月から十二月まで六回で延73名のご参加を頂きました。

毎回二時間コースですが、先生の真剣さが私達に伝わって、中には検定試験を目指して練習する方も現れ、黙々と練習に励む真剣さ等々で熱気ムンムンの教室となりました。

先生に添削を受けると、心が読まれるような感じで、気持ちを入れる重要さ等、書道の奥の深さを痛切に感じました。

この教室は、二月だけ休講で毎月行っておりますので、ご興味のある方は是非ともご参加ください。いつも私達の要望を気持良くお引受け頂く竹翠先生、お忙しいなかご参加頂きました皆さんに心から感謝申し上げます。 高橋



今年の思いを色紙に託し先生を囲んで (12月ご参加の皆さん)

提出と申告は、お早めに!!

- 給与支払報告書 提出先：市区町村 期日：1月31日まで
- 固定資産税 (償却資産) 提出先：都税事務所 期日：1月31日まで
- 法定調書 (報酬、料金・契約金など) 提出先：税務署 期日：1月31日まで
- 所得税 .. 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 贈与税 .. 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 消費税 .. 提出先：税務署 期日：4月1日まで

～ 会員の皆様へ ～

当会のホームページにお店のホームページをリンクしませんか？ 会員名アドレスをご記入のうえFAXでお申込下さい。 練馬西青色申告会 担当：大北 FAX. 03-5387-6222

マル経融資のご案内

※融資限度額：1,500万円
※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内
平成25年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.75% (平成24年12月12日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%
- ※利用できる方：従業員20名以下(商業・サービス業5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能
- ◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

- 【法律相談】 毎月第1金曜日午後1時～4時 (30分単位) 相談員：弁護士 相談無料
- 【税務相談】 1月～3月 毎月第2第4火曜日 4月～12月 (8月休) 毎月第2火曜日 午後1時～4時 (30分単位) 相談員：税理士 相談無料
- 【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部 練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階 TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

小規模事業者 経営改善資金

本相談は、経営に関する相談に限定しております。 会員・非会員の方問わず利用できます。